

大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

（目的）

第1条 この要領は、大館市ふるさと納税推進事業要綱（平成24年12月13日施行）第3条第2項及び第3項に定める地元特産品等の贈呈にあたり、大館市（以下「市」という。）へ寄附された市外在住の寄附者に対し、感謝の気持ちを込めた商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

（募集要件）

第2条 市が募集する返礼品提供事業者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が市内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (3) 適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。
- (4) 政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたものでないこと。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 返礼品に関する苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。
- (10) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

2 市が募集する返礼品は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で生産、製造又は加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されているサービスのいずれかに該当していること。
- (2) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量限定で供給するものは除く。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、商標法（昭

和 3 4 年法律第 1 2 7 号)、特許法(昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号)、著作権法(昭和 4 5 年法律第 4 8 号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号)、不正競争防止法(平成 5 年法律第 4 7 号)など、関係法規を遵守しているものであること。

- (4) 飲食物は、寄附者に到着後一定期間の期限(食品表示基準(平成 2 7 年内閣府令第 1 0 号)第 2 条に規定する消費期限又は賞味期限をいう。)を有しているものであること。
- (5) 返礼品としてサービスを提供する場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りでない。
- (6) 中間事業者が指定する宅配業者による配送が可能なものであること。
- (7) その他、総務省が示す返礼品の地場産品基準を満たすこと。

(登録の申し込み等)

第 3 条 返礼品提供事業者の登録を希望する者は、「大館市ふるさと納税 事業者登録(変更)申込書」(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申込書の提出先及び提出方法は、申込書備考に記載のとおりとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し、第 2 条第 1 項各号に掲げる要件を満たすものと認めたときは、返礼品提供事業者として登録するものとする。
- 4 登録された返礼品提供事業者は、第 1 項の規定による申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに申込書を市長に提出しなければならない。
- 5 登録された返礼品提供事業者は、第 2 条の募集要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止しようとするときは、速やかに「大館市ふるさと納税 事業者廃止届出書」を市長に提出しなければならない。
- 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項に規定する変更又は廃止について準用する。

(改善計画書の提出)

第 4 条 市長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該返礼品提供事業者に対し、返礼品提供に係る業務について改善計画書の提出を求めることができる。

- (1) 返礼品が提供不能となった場合
- (2) 再三にわたり返礼品発送期日を超過した場合
- (3) 返礼品に関する苦情対応等が適切に行われない場合
- (4) その他返礼品提供に関し、改善の必要があると市長が認めた場合

（返礼品提供事業者の登録取消）

第5条 市長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その登録を取り消すことができる。

- （1）第2条第1項に定める要件に適合しなくなったと認める場合
- （2）提出書類に虚偽があった場合
- （3）市に損害を及ぼす行為があった場合
- （4）改善計画が履行されなかった場合
- （5）返礼品提供事業者が返礼品の提供を取り止めた場合

（個人情報の取扱い）

第6条 返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 返礼品提供事業者は、返礼品の提供にあたり市等から提供された寄附者の個人情報（返礼品以外の商品申込等により入手した個人情報を除く。）は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。

（その他留意事項）

第7条 食品を返礼品として取扱う返礼品提供事業者は、当該食品の産地名を適正に表示するものとし、第2条第2項の要件について、市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）に応じなければならない。また、地場産品基準や各種法令について遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務を負うものとする。

- 2 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。